

令和6年度 公文書開示状況（令和7年3月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
 - 7条1号 法令秘情報
 - 7条2号 個人情報
 - 7条3号 事業活動情報
 - 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
 - 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
 - 7条6号 行政運営情報
 - 7条7号 任意提供情報
 - 7条8号 特定個人情報
 - 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 1. 18	R7. 3. 7	【医療】指定機関名簿（令和6年12月決定分）	1885	1															福祉局生活福祉部保護課
2	R7. 1. 18	R7. 3. 7	【施術】指定機関名簿（令和6年12月決定分）	542		1					1	1							（第7条第2号）特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 （第7条第3号）法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	福祉局生活福祉部保護課
3	R7. 1. 21	R7. 3. 7	【医療】指定機関名簿（令和6年12月決定分）	1885	1															福祉局生活福祉部保護課
4	R7. 1. 21	R7. 3. 7	【施術】指定機関名簿（令和6年12月決定分）	542		1					1	1							（第7条第2号）特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 （第7条第3号）法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	福祉局生活福祉部保護課
5	R7. 1. 21	R7. 3. 20	生活保護施行事務指導台帳（令和5年度及び令和6年度分・各福祉事務所分）	139	1															福祉局生活福祉部保護課
6	R7. 1. 21	R7. 3. 20	生活保護施行事務指導台帳（令和5年度及び令和6年度分・各福祉事務所分）	63		1					1				1				（第7条第2号）特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 （第7条第6号）公にすることで、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
7	R7. 1. 24	R7. 3. 21	現業員等による不正事案報告書（令和6年度）	1	1															福祉局生活福祉部保護課
8	R7. 1. 24	R7. 3. 21	生活保護に関わる事件事故報告 生活保護に係る不正事案報告書 （令和3～6年度分・各福祉事務所分）	84		1					1				1				（第7条第2号）特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 （第7条第6号）公にすることで、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R7. 1. 10	R7. 3. 6	令和 4 年度学齢時の緊急居場所確保事業に関する資料（ただし、〇〇に関するものに限る）のすべて	279		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの （他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが できることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別するこ とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を 害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位そ の他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあ ると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
10	R7. 1. 7	R7. 3. 13	①令和 6 年度東京都子育て支援員研修事業実施に関する資料 ②令和 6 年度東京都子育て支援員研修事業における規模設定に関する資料 ③事業開始時の東京都子育て支援員研修事業における規模設定に関する資料 ④事業開始時から令和 6 年度までの東京都子育て支援員研修定員数及び修了者の推移を示す資料 ⑤修了後の支援員の動向 ⑥予算額と決算額（H27～R6） ⑦事業開始に関する資料 ⑧その他関連する資料	454	1															福祉局子供・子育て支援部企画課
11	R7. 1. 23	R7. 3. 14	令和 5 年度及び令和 6 年度 東京都地域子育て支援拠点事業において東京都からこども家庭庁へ提出した文書	1	1															福祉局子供・子育て支援部企画課
12	R7. 1. 23	R7. 3. 14	令和 5 年度及び令和 6 年度 東京都地域子育て支援拠点事業において各支援拠点事業者への支出を記録した文書。					1											作成または取得しておらず、存在しないため。	福祉局子供・子育て支援部企画課
13	R7. 1. 24	R7. 3. 24	厚生労働省が所管する令和 3 年度若年被害女性等支援事業について、同事業の交付要綱 6 の（ 8 ）に基づき東京都が保管する事業に係る歳入及び歳出の調書及び証拠書類」の全て	436		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの （他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが できることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別するこ とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を 害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位そ の他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあ ると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
14	R7. 1. 24	R7. 3. 24	厚生労働省が所管する令和 3 年度若年被害女性等支援事業について、同事業の交付要綱 6 の（ 8 ）に基づき東京都が保管する事業に係る歳入及び歳出の調書及び証拠書類」の全て	1	1															福祉局子供・子育て支援部企画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R7. 2. 4	R7. 3. 31	「〇 1 8サポート事務局運営業務委託（単価契約）」（契約番号05-01853）における下記書類 1、〇〇、〇〇及び〇〇の技術提案書 2、上記事業者の技術提案書に係る採点表	485		1						1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条6号） 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
16	R7. 2. 17	R7. 3. 24	・ 交付決定通知書 3件 ・ 交付申請書	4	1															福祉局高齢者施策推進部介護保険課
17	R7. 2. 17	R7. 3. 31	・ 令和4年度次世代介護機器導入促進支援事業 交付決定通知 ・ 令和5年度次世代介護機器導入促進支援事業 交付決定通知	2	1															福祉局高齢者施策推進部介護保険課
18	R7. 2. 17	R7. 3. 31	・ 交付申請対象職員一覧（交付申請） ・ 交付申請対象職員一覧（変更交付申請）	4		1						1							個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
19	R7. 2. 17	R7. 3. 31	・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 2件 ・ 令和元年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の確定通知 ・ 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の確定通知 ・ 令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の確定通知 ・ 令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の確定通知 ・ 令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の確定通知 ・ 令和6年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の確定通知 ・ 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等 ・ 令和4年度介護サービス事業所等物価高騰緊急対策支援金の確定通知書 ・ 令和5年度介護サービス事業所等物価高騰緊急対策支援金の確定通知書 2件	12		1														高齢者施策推進部施設支援課
20	R7. 2. 17	R7. 3. 31	・ 協力医療機関に関する届出書 ・ 変更届出書 5件 ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 2件	62		1						1	1	1					（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7条3号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 （7条4号） 偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	高齢者施策推進部施設支援課
21	R7. 2. 17	R7. 3. 31	・ 感染症設備設備整備推進事業 交付決定通知 ・ 感染症設備設備整備推進事業 額決定通知	2	1															高齢者施策推進部施設支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
22	R7. 2. 17	R7. 3. 31	・相談資料一式 ・指定更新申請書	22		1					1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 (7条4号) 偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	高齢者施策推進部施設支援課
23	R7. 3. 6	R7. 3. 17	・東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当が保有している「知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害」と判定された人の割合・件数 ・東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当が保有している「自閉症スペクトラム障害」と判定された人の割合・件数 ・東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当が保有している東京都愛の手帳交付要綱に発達障害特例(自閉症特例)を設けなかった根拠・理由 ・東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当が保有している発達障害特例(自閉症特例)の記載が入った東京都愛の手帳交付要綱一式					1											請求のあった文書について、作成及び取得していないため。	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
24	R7. 1. 29	R7. 3. 27	警察官からの通報に基づかず、東京都が令和3年3月から令和3年6月末日までにおこなった松沢病院への措置入院の診察がわかる一切の文書	14		1					1	1			1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
25	R7. 1. 29	R7. 3. 27	東京都が令和3年3月から令和3年6月末日までの間に措置入院に関わる診察又は措置入院を認めた件数のわかる文書					1												福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
26	R7. 1. 29	R7. 3. 27	入院措置事務処理要綱(48衛医精第857号、昭和49年3月6日決定)	27	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
27	R6. 11. 29	R7. 3. 27	令和6年6月27日収受介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表	316		1					1		1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条4号) 偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
28	R6. 11. 29	R7. 3. 27	令和6年6月27日収受介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表	1	1															福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課